

# いすみ市人事行政の運営等の状況の公表

いすみ市の人事行政における公正性、透明性を高めるため、「いすみ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成23年度における職員数、給与、勤務条件等の人事行政の状況について、次のとおり公表いたします。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数について

採用者数	退職者数			
	定年退職	勲奨退職	普通退職等	計
2人	16人	6人	3人	25人

(2) 部門別職員数の状況

区分 部門	職員数		対前年 増減数
	平成22年度	平成23年度	
一般行政	344人	336人	△ 8人
教育委員会	67人	54人	△ 13人
公営企業会計	37人	36人	△ 1人
合計	448人	426人	△ 22人
	[540人]	[540人]	

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長含む)  
2. [ ]内は条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成数の状況 (H23年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	15人	40人	40人	57人	45人	31人	46人	76人	74人	1人	425人

(注) 特別職、教育長は除く。

(4) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

いすみ市定員適正化計画は、3町の合併による効果を最大限に発揮し、簡素で効率的な行政体制の確立を図るため、平成18年度を初年度として平成22年度までの5年間を第1次計画期間として適正化を進めてきた結果、目標数値の70人の削減を達成出来たことは、人件費の抑制につながり、新たな市民サービスの貴重な財源となっております。

しかし、現在のいすみ市を取り巻く状況は、少子高齢化の進展や人口の減少により生産年齢人口が年々減少していることや景気低迷による自主財源の減少、国県の財政悪化の影響に伴う依存財源の減少など、引き続き厳しい財政状況が予想されており、市民との連携を強化しながら効率的な行政運営を更に進めていくため平成23年度から平成27年度までの5年間を新たに第2次計画期間として策定しました。

① 定員適正化計画の主な推進方策

- ・ 組織の見直し
- ・ 民間活力の活用
- ・ 既存事業の廃止・縮小
- ・ 公共施設の見直し
- ・ 新規採用者の抑制

② 定員適正化目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成23年4月1日	平成28年3月31日	50人削減

③ 定員適正化計画の進捗状況

(4月1日職員数)

区分	年度	第1次計画				第2次計画					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
定員目標		503	491	475	456	436	430	424	405	395	386
取組結果		498	486	466	448	426	—	—	—	—	—

## 2. 職員の給与の状況

### 【1. 総括】

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

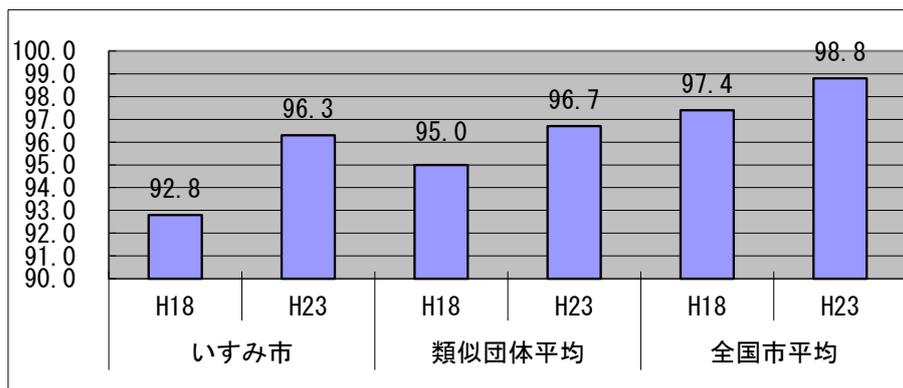
区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度の人件費率
平成23年度	人 41,309	千円 16,881,698	千円 763,559	千円 3,312,378	% 19.6	% 19.5

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成24年度	人 404	千円 1,562,483	千円 124,397	千円 548,068	千円 2,234,948	千円 5,532

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。  
2. 給与費は平成24年度いすみ市当初予算に計上された額です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

### 【2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況】

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.9歳	338,294円	361,514円
技能労務職	50.1歳	264,072円	276,300円

#### (2) 職員の初任給の状況（H23年4月1日現在）

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	125,400円
	中学卒	121,600円

- (注) 1. 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。  
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均です。

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	271,300円	322,000円	351,300円
	高校卒	235,000円	279,400円	310,100円
技能労務職	高校卒	222,000円	228,600円	252,100円
	中学卒	169,200円	—	214,100円

- (注) 本年度については、各階層別の職員数が少ないことから5年毎の数値としています。  
(経験年数10年欄は10年～15年、15年欄は15年～20年、20年欄は20年～25年の職員の平均となっています。)

### 【3. 一般行政職の級別職員数の状況】

平成23年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	3人	1.2%
2級	主事	17人	7.1%
3級	主任主事	40人	16.7%
4級	主査補・副主査	77人	32.1%
5級	主査	39人	16.2%
6級	副主幹	34人	14.2%
7級	課長・主幹	24人	10.0%
8級	部長	6人	2.5%

- (注) 1. いすみ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

### 【4. 職員の手当の状況】

#### (1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（平成23年度）		千円
1,350		
(H23年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5%~15%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### (2) 退職手当

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		
1人当たり平均支給額	24,298 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

#### (3) 時間外勤務手当

支給実績 (H23年度決算)	7,314 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H23年度決算)	57 千円
支給実績 (H22年度決算)	8,111 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)	54 千円

#### (4) 特殊勤務手当

区分		全職種	
支給実績 (H23年度決算)		683 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H23年度決算)		56,875 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H23年度)		2.7 %	
手当の種類 (手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	
行旅病人及び死亡人の取扱手当	福祉課職員	行旅病人救護	作業1件 300円
		行旅死亡人業務	作業1件 600円
防疫手当	健康高齢者支援課職員	感染症患者収容・消毒	日額 250円
	農林水産課職員	感染症菌家畜処理	日額 250円
火葬手当	環境保全課職員	火葬作業に従事	1体 600円
清掃作業手当	クリーンセンター職員	ごみ処理作業に従事	日額 250円

## (5) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶 養 手 当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 ・1人につき 6,500円 ・配偶者がいない場合その内1人につき 11,000円 ○特定扶養 ・16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	41,467千円	201,294円
住 居 手 当	・借家の場合（家賃12,000円を超える場合に限る） 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ・自宅の場合：2,500円 （新築・購入後5年間に限る。）	11,138千円	174,033円
通 勤 手 当	・電車・バスを利用する場合 定期券代1ヶ月当たり55,000円まで全額支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～24,500円を支給	23,442千円	65,297円
宿 日 直 手 当	・勤務1回につき4,200円	7,329千円	41,880円
管 理 職 手 当	・部長 31,960円（減額措置前） 37,600円 ・課長 26,180円（減額措置前） 30,800円 ・主幹 18,700円（減額措置前） 22,000円 ・副主幹 10,455円（減額措置前） 12,300円	15,594千円	199,927円

## 【5. 特別職等の報酬等の状況】

区分			給料月額等			
給 料	市 長 副 市 長 教 育 長	長 長 長	(参考) 類似団体における最高/最低額			
			663,000 円 ※ (780,000円)	940,000円	/	259,000円
			535,500 円 ※ (630,000円)	750,000円	/	249,000円
			467,500 円 ※ (550,000円)	—	/	—
報 酬	議 長	長	413,000 円	545,000円	/	230,000円
	副 議 長	長	351,000 円	474,000円	/	200,000円
	議 員	員	327,000 円	450,000円	/	180,000円
期 末 手 当	市 長	長	(23年度支給割合)			
	副 市 長 教 育 長	長 長	3.95	月分		
	議 長	長	(23年度支給割合)			
	副 議 長	長	3.95	月分		
退 職 手 当			(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	市 長	長	663,000円×在職月数×0.35	11,138,400円	任期毎	
	副 市 長	長	535,500円×在職月数×0.25	6,426,000円	任期毎	
	教 育 長	長	467,500円×在職月数×0.20	4,488,000円	任期毎	

(注) 1 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### ①勤務時間の状況について

年度	開始時刻	終了時刻	休憩
平成23年度	8:30	17:15	12:00~13:00

#### ②休暇・休業について

区 分	内 容
年次有給休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年に20日</li> <li>・ 消化できなかった場合は、最高20日を翌年に繰越できる。</li> </ul>
療養休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷又は疾病のため療養の必要が認められるとき</li> </ul>
特別休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙等の公民権の行使のための休暇</li> <li>・ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等による裁判所等への出頭のための休暇</li> <li>・ 骨髄提供のための休暇</li> <li>・ ボランティア活動のための休暇</li> <li>・ 結婚休暇</li> <li>・ 女性職員の生理休暇</li> <li>・ 妊娠中のつわり等に伴う障害により勤務することが困難なときの休暇</li> <li>・ 妊娠中又は出産後1年以内の保健指導又は健康診査のための休暇</li> <li>・ 女性職員の保健所、市町村及び病院等の主催する母親学級への参加のための休暇</li> <li>・ 交通機関の混雑に対する妊娠中職員の健康保持のために必要な時間</li> <li>・ 妊娠中職員の母体及び胎児の健康保持のための時間</li> <li>・ 職員の出産休暇（産前産後休暇）</li> <li>・ 生後1年6ヶ月に達していない子の保育のための時間</li> <li>・ 職員の妻の出産休暇</li> <li>・ 職員の妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のための休暇</li> <li>・ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇</li> <li>・ 忌引休暇</li> <li>・ 職員の父母、配偶者及び子の祭日休暇</li> <li>・ 夏季休暇</li> <li>・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する交通の制限又は遮断による休暇</li> <li>・ 天災等により交通が遮断され、出勤することが著しく困難な場合の休暇</li> <li>・ 災害時における通勤途中の危険を回避するための休暇</li> <li>・ 天災等による住居の滅失及び破壊に対する復旧作業のための休暇</li> <li>・ あらかじめ計画された能率増進計画の実施に伴う休暇</li> </ul>
介護休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者、2親等以内の親族で、負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障がある者の介護をするための無給休暇</li> </ul>
組合休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員団体の業務又は活動に従事するために認められる無給休暇</li> </ul>
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳に満たない子を養育するための休業（子が3歳に達する日までを限度）</li> <li>・ 休業期間については、無給。</li> </ul>

### 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況について

#### ①職員の分限処分の状況について

降任	免職	休職	降級
1人	0人	4人	0人

#### ②職員の懲戒処分の状況について

戒告	減給	停職	免職
0人	0人	0人	0人

(注) 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

## 5. 職員のサービスの状況

### ①年次休暇の状況について

平均使用日数	消化率
9.9日	25.2%

### ②育児休業及び部分休業の状況について

区分	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	
		うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	7人	0人	0人
計	7人	0人	0人

## 6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

多様化、高度化する行政課題に的確に対応できる職員を育成するため、計画的に階層別研修（接遇研修、新任者研修、初級研修、中級研修、監督者研修）、専門実務別研修等に職員を派遣し、資質向上及び職務効率の増進を図っています。

### ①千葉県自治研修センターで実施している研修

研修名	対象職員	受講者数
給与事務研修	給与事務担当職員	3人
政策法務超入門講座	全職員	2人
課長研修	新任の課長	4人
人事管理研修	人事事務担当職員	2人
監査事務研修	監査事務担当職員	1人
メンタルヘルス研修	全職員	1人
税務事務研修	税務事務担当職員	7人
法制実務研修	全職員	2人
市町村民税研修	税務事務担当職員	3人
滞納整理事務（初級）研修	税務事務担当職員	5人
滞納マネージメント研修	税務事務担当職員	1人
債権管理・回収研修	税務事務担当職員	2人
財務事務研修	財政事務担当職員	2人
契約事務研修	契約事務担当職員	1人

### ②夷隅郡市広域市町村圏事務組合で実施している研修

研修名	対象職員	受講者数
市町職員「新任」共同研修	新規採用職員	2人
市町職員「接遇」共同研修	窓口担当業務職員	5人
市町職員「初級」共同研修	勤務歴5年程度の職員	3人
市町職員「中級」共同研修	勤務歴10年程度の職員	14人
市町職員「監督者」共同研修	主査補及び相当職	11人

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### ○福利厚生制度等の概要

#### (1) 市町村職員共済組合

共済制度は、地方公務員法第43条に基づく地方公務員等共済組合法によって、定められ、具体的には、千葉県市町村職員共済組合において、以下の事業を中心に運用、実施しています。

- ・ 短期給付（職員とその扶養家族の負傷、疾病、出産、死亡等）
- ・ 長期給付（退職共済年金、障害一時金等）
- ・ 福祉事業（健康増進事業、貸付事業等）

#### (2) 互助会

地方公務員法第42条に基づき、職員の福利厚生を目的とした「いすみ市職員互助会」を平成17年12月に設置し、また、千葉県内の市町村等で構成されている「千葉県市町村職員互助会」にも加入しております。

その事業内容等は下記のとおりです。

##### 1. いすみ市職員互助会

会員により運営されており、事業費の原資は、すべて会員の掛金になります。

##### ○事業内容

- ・ 結婚祝金
- ・ 病気見舞金
- ・ 災害見舞金
- ・ 退職記念金
- ・ 出生祝金
- ・ 死亡弔慰金
- ・ 永年勤続祝金
- ・ 人間ドック助成金

##### 2. 千葉県市町村職員互助会

千葉県内の市町村等職員により構成されており、事業費原資は会員の掛金と公費支出（負担金）で賄われています。なお、公費支出額は、735千円（平成23年度決算額）です。

##### ○事業内容

- ・ 出産費助成金
- ・ 長期療養者助成金
- ・ 弔慰金
- ・ 家族弔慰金
- ・ 退会せん別金
- ・ 災害給付金
- ・ 永年勤続者祝金
- ・ 永年勤続者宿泊補助券
- ・ 入学祝金
- ・ 就職祝金
- ・ 保養所等助成金
- ・ 老人看護助成金
- ・ 介護休暇助成金
- ・ 遺児育英金
- ・ 育児休暇助成金

#### (3) 公務災害補償

公務災害補償制度は、地方公務員法第45条に基づく地方公務員災害補償法によって定められ、職員が公務上の災害（負傷、疾病・障害等）又は通勤による災害を受けた場合、その生じた損害の補償と被災職員の社会復帰に必要な事業を行っています。

○公務災害認定者数 1人（うち通勤災害 0人）

#### (4) その他

職員の健康確保を図るため、定期健康診査を実施し、健康障害や疾病の早期発見に努めています。

○定期健康診査受診者数 274人

## 8. 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	0件